

白寿苑 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 松山会
法人所在地	大分市下郡山の手2番17号
代表者氏名	理事長 大角 秀一
電話番号	097-567-3733
設立年月日	昭和56年9月16日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム 白寿苑
施設の所在地	大分市下郡山の手2番19号
施設長名	永富 つたえ
電話番号	097-568-2366
FAX番号	097-569-5880
開設年月日	昭和57年12月1日
入所定員	50人
交通の便	大分バス だいかく病院前 徒歩2分
損害賠償責任保険加入先	株式会社 損保ジャパン

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の埋田により居宅において生活することか困難な高齢者を入居させ、日常生活上必要な便宜を供与し、心のやすらぎと健康を大切にして、楽しみながら生活してゆくことを目的と致します。
施設運営の方針	利用者様の人格を尊重し、互譲と和の精神をもって平和で規律ある生活を営み、有意義な人生を享受できるよう自ら努力することを期待し、これに協力することを施設運営の基本と致します。

4. 施設サービスの概要

種類	内 容	
職員配置状況	・ 施設長	1 名 (常 勤)
	・ 生活相談員	1 名 (常 勤)
	・ 介護職員	4 名以上 (常 勤)
	・ 看護職員	1 名以上 (常 勤)
	・ 栄養士	1 名 (常 勤)
	・ 事務員	2 名 (常 勤)
	・ 医師	1 名 (非常勤)

4. 施設サービスの概要(続)

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 <p>【食事時間】 朝食 7:45 ～ 8:45 昼食 11:45 ～ 12:45 夕食 17:45 ～ 18:45</p>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16時～20時30分の間ご自由に入浴をお楽しみ頂けます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医により週2回の診察を行い、定期検診、健康相談など日常の管理に留意し、健康管理に努めます。 <p>【当施設の嘱託医】 氏 名 大 角 秀 一 診療科 内 科 診療日 毎週 火・木曜日 10時～12時</p>
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合はすみやかに利用者の身元引受人、市役所、居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うとともに、利用者の生命の安全確保を最優先にした対応を講じます。 ・ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、クラブ活動等の事業を行います。

5. 身元引受人について

機能と役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身元引受人は、本人の意志の代弁者として事業者に対し本人の意志確認などをしていただく場合があります。 ・ 緊急時の連絡に関すること。 ・ 身元引受人は利用者の債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金融債務について連帯して履行の義務を負うとともに、利用者の身柄及び利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとします。
入院時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時の入院計画書に関すること。 ・ 入院中に必要な物品の準備に関すること。 ・ 入院費等に関すること。 ・ 退院支援に関すること。 ・ (死亡時の)遺体・遺品の引き取り、葬儀に関すること。

6. 利用料

利用者階層別料金表

〔単位:円〕

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		区 分	生活費	事務費	計
1	1,500,000円以下	月額	57,104	10,000	67,104
2	1,500,001円～1,600,000円	〃	57,104	13,000	70,104
3	1,600,001円～1,700,000円	〃	57,104	16,000	73,104
4	1,700,001円～1,800,000円	〃	57,104	19,000	76,104
5	1,800,001円～1,900,000円	〃	57,104	22,000	79,104
6	1,900,001円～2,000,000円	〃	57,104	25,000	82,104
7	2,000,001円～2,100,000円	〃	57,104	30,000	87,104
8	2,100,001円～2,200,000円	〃	57,104	35,000	92,104
9	2,200,001円～2,300,000円	〃	57,104	40,000	97,104
10	2,300,001円～2,400,000円	〃	57,104	45,000	102,104
11	2,400,001円～2,500,000円	〃	57,104	50,000	107,104
12	2,500,001円～2,600,000円	〃	57,104	57,000	114,104
13	2,600,001円～2,700,000円	〃	57,104	64,000	121,104
14	2,700,001円～2,800,000円	〃	57,104	71,000	128,104
15	2,800,001円～2,900,000円	〃	57,104	78,000	135,104
16	2,900,001円～3,000,000円	〃	57,104	85,000	142,104
17	3,000,001円～3,100,000円	〃	57,104	93,000	150,104
18	3,100,001円～3,200,000円	〃	57,104	101,000	158,104
19	3,200,001円～3,300,000円	〃	57,104	109,000	166,104
20	3,300,001円～3,400,000円	〃	57,104	110,830	167,934
21	3,400,000円以上	〃	57,104	110,830	167,934
※11月～3月までの冬期については暖房費として一人月額2,150円を加算する。 ※各居室使用の電気代については、毎月1日～末日分を個人負担とします。 但し、軽費老人ホームの施設及び運営に関する基準については、厚生労働省令第107号の改正に伴い変更する場合があります。					

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注3 居室の電気代は、個人負担とします。

注4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費等を合算し、合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合は100円未満は切り捨てるものとします。

注5 退苑月の食費相当分返金の計算については、下記の通りとします。

$$\text{例) } 1\text{ヶ月の食費相当分} \left\{ \frac{1\text{日の食費相当分}}{1\text{ヶ月の食費相当分}} \times \frac{\text{食べた日数}}{\text{当月日数}} + 3\text{日分} \right\} = \text{返金}$$

7. 苦情相談窓口

相談や苦情については、次の窓口で受付けます。

受付窓口 窓口担当者：永富 つたえ（施設長）
 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分
 連絡先 電話番号 097-568-2366

公的機関においても、下記機関において苦情申し出ができます。

・大分市長寿福祉課

大分市荷揚町2番31号
 電話番号 097-537-5747 FAX番号 097-534-6706
 受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

・大分県社会福祉協議会

大分市大津町2丁目1番41号
 電話番号 097-558-0300 FAX番号 097-558-6635
 受付時間：6時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

・苦情処理第三者委員

氏名	住所	電話番号
原 田 晃	大分市下郡山の手15番29号	097-568-8367
衛 藤 不二子	大分市長谷町7組	097-569-2289
片 山 とも子	大分市津守1組-1	097-569-3159

※苦情を受け付け、公平中立な立場で対応していただける委員です。

8. 当施設ご利用に当って留意いただく事項

来訪・面会	原則自由ですが、消灯時間までをお願いします。 ご来訪時、面会簿の記入をお願いいたします。尚、面会時ペット等の同伴は禁止とさせていただきます。
外泊・外出	原則自由ですが、外泊については届け出ていただきます。 外出については、その都度事務所又は職員へお申し出をお願い致します。
健康診断	感染症等予防の為、当施設では健康診断を提供しております。 入居期間中は健康診断をお受け下さい。
迷惑行為	他者に対する迷惑行為は厳禁です。また当施設、職員また利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことは出来ません。
動物飼育	居室における動物飼育(魚類・鳥類含む)、及び居室内外での餌やり行為は厳禁です。
飲食	食事は3食とも食堂において提供いたします。医師等よりの特段の指示ある場合は、事前に看護師・栄養士に申しつけ下さい。 自室における飲食は原則自由ですが、食堂で提供する飲食物の自室への持ち帰り、自室における他者との飲酒は禁止です。
防災訓練	災害時等の緊急避難を要する事態に対応できるよう、当施設では定期的に防災訓練等を実施しています。自身の身を守るため、防災訓練等には必ず参加して下さい。

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令和 年 月 日

【利用者】 現住所

氏名 ⑩

【身元引受人】 現住所

氏名 ⑩

(利用者との関係)

【説明者】 軽費老人ホーム 白寿苑

職

氏名 ⑩